

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第9号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改正後	改正前
(住居手当) 第9条 略 2 略 <u>3 条例第9条第2号に規定する企業管理規程で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</u> <u>(1) 前項第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者</u> <u>(2) 前項第3号に掲げる住宅のうち管理者が定める住宅 管理者が定める者</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u>	(住居手当) 第9条 略 2 略 <u>3 略</u> <u>4 略</u>

附 則

この規程は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第83号）第7条の規定の施行の日から施行する。